

社会保険労務士等の専門家が支援します

# 女性が働きやすい企業推進 アドバイザー派遣

相談・参加  
無料



先着  
100社

職場環境の現状を把握するためのヒアリングや活力分析を実施

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく

- 一般事業主行動計画策定や策定後の目標達成に向けたアドバイス
- えるぼし・くるみん等各種認定の取得に向けたアドバイス  
などを行います。

常時雇用する労働者101人以上300人以下の中小企業は、

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画の策定・届出、社内周知・公表が義務化されています

**100人以下の企業も一般事業主行動計画を策定し  
働きやすい企業を目指していきましょう！**

「えるぼし」「くるみん」認定



栃木県

「男女生き生き企業」  
認定





◆ 一般事業主行動計画とは…

**女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、事業主が自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、その結果を勘案し課題解決に向けて、

①計画期間 ②数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期を具体的に盛り込んだ計画を策定するもの

**次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画**

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むために、

①計画期間 ②目標 ③目標達成のための対策及び実施期間を定めた計画を策定するもの

メリット

- ★「企業のイメージアップ」「人材の定着」「社員のモチベーション向上」などの効果があります。
- ★公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- ★日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」を通常よりも低金利で利用することができます。  
(常時雇用する労働者100人以下の企業)

◆ 各種認定制度

**女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定とは…**

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等、一定の要件を満たした場合に国が認定する制度

**次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定とは…**

一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成する等、一定の要件を満たした場合に国が認定する制度

メリット

- ★認定マークにより、「女性の活躍を推進している企業」であること（えるぼし）、「子育てサポート企業」であること（くるみん）をPRできます。
- ★公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- ★日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」を通常よりも低金利で利用することができます。
- ★両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の制度上の優遇を受けることができます。（くるみん）

えるぼしマーク



くるみんマーク



**栃木県「男女生き生き企業」認定とは…**

女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を「男女生き生き企業」として栃木県が認定・表彰する制度

メリット

- ★認定証が交付され、女性活躍推進に取り組む企業として、社会的評価が高まるとともに、「とちぎウーマンナビ」（県の運営サイト）に掲載されます。
- ★県制度融資の「重点政策推進資金」を利用できます。
- ★栃木県信用保証協会の保証料優遇制度を利用できます。
- ★栃木県建設工事入札参加資格の技術評価点数が加点されます。

男女生き生き企業認定マーク



◆ 各一般事業主行動計画の取組実施支援

一般事業主行動計画を策定した後の目標達成に向けた取組を進める企業等に対し、現状の聞き取り・分析を行い目標達成に向けたアドバイスを行います。また、女性の活躍に関する情報公表のための支援等も行います。



# 支援のながれ（例）

一般事業主行動計画  
策定支援  
女性活躍推進法・次世代法

一般事業主行動計画  
取組実施支援  
行動計画の目標達成等

各種認定取得支援  
えるぼし・くるみん  
男女生き生き企業

## 申込み（FAX・HP）

ステップ 1

- ・本派遣事業の説明
- ・事業主ヒアリング・アンケート
- ・課題分析（基礎項目）
- ・行動計画の目標設定・取組内容決定の準備

- ・本派遣事業の説明
- ・取組状況の確認、分析
- ・策定した行動計画の社内周知・公表状況の確認
- ・ヒアリングによる現状での課題把握

- ・本派遣事業の説明
- ・行動計画策定後の取組状況確認
- ・行動計画の社内周知・公表
- ・女性の活躍に関する情報公表の確認

ステップ 2

<option>※

個人特性分析・組織活力分析

<option>※

個人特性分析・組織活力分析

・各種認定項目・基準確認

えるぼし

評価項目：5項目

くるみん

認定基準：10項目

男女生き生き企業

認定基準：30項目

- ・ステップ1の分析結果報告
- ・労働者ヒアリング
- ・行動計画の目標設定アドバイス
- ・各種認定制度概要の説明、認定支援希望の確認

- ・課題分析結果の報告
- ・課題の解決に向けたアドバイス

- ・それぞれ認定基準到達状況の確認

ステップ 3

- ・行動計画の届出・公表の支援
- ・行動計画の策定後の目標達成に向けたアドバイス
- ・各種認定取得に向けたアドバイス
- ・女性の活躍に関する情報公表支援

- ・課題の解決、目標達成以降の各種認定取得に向けたアドバイス
- ・女性の活躍に関する情報公表支援

- ・認定項目・基準を達成している場合は認定申請支援、達成していない場合は認定項目・基準を達成するためのアドバイス
- ・各種認定取得後の公表に関するアドバイス

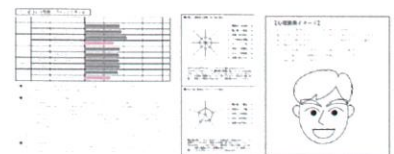
※ option 女性の活躍に関する分析 無料

### 個人特性分析・組織活力分析（CUBIC）

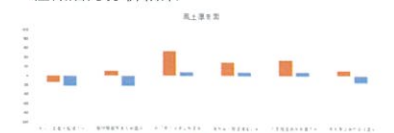
労働者に対して自己分析のアンケートを実施します。  
個人の特性や会社全体の組織力、男女比等を数値化します。

- 検査時間の目安：約20分／人
- 結果：個人用、事業主用
- マークシート形式（193問）
- 組織活力分析結果

個人特性分析結果



組織活力分析結果





栃木県では、企業に、社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家を派遣し、次の支援を行います！

- A 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定に取り組む企業に対し、企業の実情を踏まえた行動計画の策定を支援します。
- B 既に、一般事業主行動計画を策定して目標達成に取り組んでいる企業に対し、目標達成に向けたアドバイス、女性の活躍に関する情報公表の支援等を行います。
- C 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定の取得や栃木県「男女生き生き企業」認定の取得を目指す企業に対し、取得に向けたアドバイスを行います。

### 募集要項



支援期間

令和5年7月から令和6年3月末



対象

栃木県内に本社のあるA、B又はCの企業

**A** 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しようとする企業 ※労働者300人以下の中小企業

**B** 既に一般事業主行動計画を策定し、目標の達成に向けての支援等を希望する企業 ※労働者300人以下の中小企業

**C** 「えるぼし」「くるみん」、栃木県「男女生き生き企業」認定の取得を目指す企業 ※企業規模は問わない



定員

先着 100社 ※定員になり次第締め切らせていただきます。



費用

無料



支援回数

各支援項目につき1社当たり3回程度



支援方法

希望の日程で企業へ専門家が訪問しアドバイスを実施します。  
オンラインでのWeb会議形式にも対応しています。

専門家とは

制度や労務管理（キャリアパス・賃金制度・人材育成等）、経営診断に精通した社会保険労務士、中小企業診断士や実務経験者

### ■申込欄

申込先 特設サイト申込フォーム 又は FAX 0287-67-3024

企業名	TEL	〒
	E-mail	
住所 〒	栃木県	
担当者名 役職	企業規模 労働者数	人
希望する項目に○をつけてください 女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定 / 次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画の策定 一般事業主行動計画の取組実施 / えるぼし認定 / くるみん認定 / 男女生き生き企業認定		

主催 栃木県産業労働観光部労働政策課  
受託運営 株式会社 TMC経営支援センター  
〒329-3157 那須塩原市大原間西1-10-6  
TEL:0287-67-0001 FAX:0287-67-3024

働き方改革応援事業

特設サイトからお申込みできます  
<https://tmc-soudan.com/tochigi/workstyle-support2023/>

